

第1. 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の27第2項及び大津市外部監査契約に基づく監査に関する条例(平成20年条例第44号)第2条に基づく包括外部監査である。

2. 選定した特定の事件(テーマ)

(1) 包括外部監査対象

市税(市民税、固定資産税、その他)の賦課及び徴収事務の執行について

(2) 包括外部監査対象期間

平成26年度(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

ただし、必要に応じて過年度及び平成27年度の一部についても監査対象とした。

3. 事件を選定した理由

平成27年度の市税収入予算額は486億円であり、一般会計の歳入予算額1,082億円の44.9%を占めている。平成26年度の市税収入当初予算額比では4億円の減収となっており、法人税割税率の引き下げや市内企業の業績見通しを反映し、法人市民税の落ち込み(3億円の減収、9.5%減)が顕著である。

一方、(新)大津市行政改革プランの(後期)集中改革プラン(平成25年度から平成28年度まで)では、98億円の収支不足の解消が重要な課題となっており、扶助費等の社会保障関連経費の増大が今後も予想される中、徹底した歳出の見直し・削減と安定した歳入の確保、特に市税収入などの自主財源の確保が極めて重要な課題となっている。

市では、国民健康保険料と後期高齢者医療保険料の高額・困難案件を収納課に移管するなどして未収金の収納率向上に取り組み、また、積極的に償却資産税の課税強化を図るなど、一定の効果を上げているところである。

しかし、中核的な納税者層である生産年齢人口は、市全体の人口が増加する中でも減少を続けることが予想され、また、市内企業の景況感に回復が見られ

ない中で、自主財源の要である市税収入の安定的な確保は更に重要性を増すものと考えられる。

以上を踏まえ、「市税（市民税、固定資産税、その他）の賦課及び徴収事務の執行について」を、平成 27 年度の包括外部監査の特定の事件（テーマ）として選定した。

4. 包括外部監査の実施期間

自 平成 27 年 7 月 16 日 至 平成 28 年 3 月 11 日

5. 監査の要点

- ・市税の賦課及び徴収が法令等に準拠しているかどうか。
- ・市税の賦課及び徴収が効率的に行われているかどうか。
- ・市税の賦課及び徴収に関する事務事業が全ての納税者に対して公平に行われているかどうか。
- ・市税の滞納管理の手続が適切に行われているかどうか。

6. 主な監査手続

- ・関係法令、条例、規則等の根拠規定の確認
- ・関連資料の閲覧
- ・担当者への状況聴取
- ・質問書の回答入手及び内容分析
- ・管理台帳の閲覧、必要に応じて関連資料と照合

7. 包括外部監査人を補助した者

公認会計士	堀	重樹	公認会計士	菊池健太郎
公認会計士	中川	美雪	公認会計士	吉持 豪人
公認会計士	森谷	祥	公認会計士	辻井 拓也
公認会計士	皿池	力	公認会計士	一宮 誠
税 理 士	今井	正人		

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2. 監査の視点

1. 全般的事項

(1) 市税収入の予算及び決算の年度推移

税目別に予算及び決算数値の経年比較を実施することにより、市の現状を捉え、課税の拡大と収納率の向上に関する市の取組み方針と実績について、比較・分析を実施する。

【参考：平成26年度の市税収入決算額】

(単位：百万円、%)

税目	区分	調定額	収入済額	収納率	不納欠損額
個人市民税	現年	19,932	19,674	98.7	-
	繰越	1,112	230	20.7	57
	計	21,044	19,905	94.6	57
法人市民税	現年	3,992	3,990	100.0	-
	繰越	54	8	16.4	5
	計	4,046	3,999	98.8	5
固定資産税	現年	18,910	18,632	98.5	-
	繰越	1,154	289	25.1	27
	計	20,064	18,921	94.3	27
軽自動車税	現年	453	440	97.1	-
	繰越	47	8	18.0	3
	計	501	449	89.6	3
市たばこ税	現年	1,900	1,900	100.0	-
鉱産税	現年	0	0	100.0	-
特別土地保有税	現年	-	-	0.0	-
	繰越	47	-	0.0	-
	計	47	-	0.0	-
入湯税	現年	97	97	100.0	-
	繰越	-	-	0.0	-
	計	97	97	100.0	-
事業所税	現年	1,556	1,513	97.3	-
	繰越	7	5	78.5	-
	計	1,563	1,519	97.2	-
都市計画税	現年	3,586	3,533	98.5	-
	繰越	219	54	24.9	5
	計	3,806	3,588	94.3	5
合計	現年	50,429	49,783	98.7	-
	繰越	2,643	597	22.6	98
	計	53,073	50,381	94.9	98

(2) 組織体制

行政は限られた人員で最大の効果を生むことが求められており、組織人員の適正配置は極めて重要な要素となる。

一方で、多額の公金を取り扱い、また、課税の公平性を確保することが求められる市税部署では、事務の有効性・効率性を高めると同時に、それらの要求に対応できる組織体制を構築することが必要である。

更に、市税に関する専門知識、経験やノウハウの蓄積が適切な事務の執行には不可欠となる。

業務内容と組織体制を考察し、改善事項を抽出する。

(3) 他の中核市との比較

市税収入額が同程度の中核市と各種統計数値や組織体制を比較することにより、市の現状を明らかにするとともに、他の中核市との優劣を比較検討する。

2. 個別的事項

各税目及び事務手続等に係る担当課への予備的なヒアリング、資料の閲覧等を通じ、主な監査の視点として以下の事項を設定している。

(1) 個人市民税

個人の前年中の所得に対して課される税金であり、一定の税額を負担する「均等割」と所得金額に応じて負担する「所得割」に区分される。

申告義務のない者（所得税の確定申告書を提出する者、前年中の所得が給与又は公的年金のみで、支払者から市へ支払報告書が提出される者等）を除き申告書を市に提出し、市が賦課決定をして個人に税額を通知する。

主な監査の視点	内 容
納税義務者の特定	納税義務者を網羅的に把握するために、どのような手続が執られているのか。
課税資料の統合、一本化	課税資料の統合、一本化をするためにどのような手順を踏んでいるか、効果的・効率的に実施されているか。
所得調査	未申告者に対する所得調査が組織的に、効果的に行われているか。
給与特別徴収	特別徴収義務者を網羅的に把握するために、どのような手続が執られているか。

	普通徴収から特別徴収への切替促進策が執られているか。
給与支払報告書提出義務者の特定	未提出となっている事業者に対して、どのようなアプローチを執っているか。
事業所均等割課税対象者の特定	対象者をどのように捕捉しているか、継続的に課税を行っているか。
減免手続	減免手続が市税条例等に準拠して適切に運用されているか。

(2) 法人市民税

市内に事業所等を有する法人等に課される税金であり、資本金等の額や従業員数に応じて税額を負担する「均等割」と法人の所得金額に応じて負担する「法人税割」に区分される。

納税義務のある法人は事業年度が終了した後一定期間内に、納付すべき税額を計算して申告し、納付する。

主な監査の視点	内 容
納税義務者の特定	納税義務者を網羅的に把握するために、どのような手続が執られているのか。
未申告法人の調査	未申告法人に対して、どのようなアプローチを執っているか。
設立届未提出法人の調査	設立届未提出法人に対して、どのようなアプローチを執っているか。
休業法人の調査	休業法人の実態を調査するため、どのような手続が執られているか。
減免手続	減免手続が市税条例等に準拠して適切に運用されているか。

(3) 固定資産税・都市計画税

固定資産税は、個人又は法人が所有する土地・家屋、事業用の償却資産に対して課される税金である。

都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業を行う費用に充てるために、都市計画法による都市計画区域のうち、市街化区域内に所在する土地及び家屋に対して課される税金である。

いずれも市が決定して納税義務者に通知する賦課課税方式であり、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づき価格を決定し、この価格をもとに課税標準額が計算される。

主な監査の視点	内 容
納税義務者の特定	納税義務者（課税対象となる固定資産）を網羅的に把握するために、どのような手続が執られているのか。
未評価物件	未評価物件が特定されているか、未評価となっていることについて合理的な理由があるか。
非課税対象物件	非課税対象物件であることについて、その適否が継続的にモニタリングされているか。
減免手続	減免手続が市税条例等に準拠して適切に運用されているか。
過年度（遡及）課税	過年度（遡及）課税が法令等に準拠して適正に行われているか。
償却資産税の課税強化	償却資産税の課税強化の取組は効果を上げているか、十分な調査が行われているか。

(4) 事業所税

人口 30 万以上の市で政令で指定する市等の事業所等において事業を行う法人又は個人の行う事業が課税対象となり、事業所等において事業を行う者が納税義務者となる。

納税義務者が納めるべき税額を算出して申告し、納付するものである。

主な監査の視点	内 容
納税義務者の特定	納税義務者を網羅的に把握するために、どのような手続が執られているのか。
他の市税情報の活用	固定資産税や法人市民税の担当課係から関連する情報を入手し、活用しているか。
減免手続	減免手続が市税条例等に準拠して適切に運用されているか。

(5) 軽自動車税

賦課期日現在、市内に主たる定置場のある軽自動車等（原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車）を所有する者に対して課される税金である。

主な監査の視点	内 容
納税義務者の特定	納税義務者を網羅的に把握するために、どのような手続が執られているのか。
納税通知書の発送と返戻分の調査	特定された納税義務者に対して漏れなく納税通知書が発送されているか（例外的な取扱いの有無）、納税通

	知書返戻分に対して十分な調査が行われているか。
減免手続	減免手続が市税条例等に準拠して適切に運用されているか。

(6)市たばこ税

製造たばこの製造者、特定販売業者（輸入業者）及び卸売販売業者が、市内の小売販売業者又は消費者等に売り渡したたばこに対して、課税される税金であり、国内における製造たばこの流通過程のうち、最終卸売の段階で行われる売渡等の行為を捉えて課税される。

納税義務者である最終卸売事業者が申告し、納付するものである。

主な監査の視点	内 容
納税義務者の特定	納税義務者を網羅的に把握するために、どのような手続が執られているのか。
申告書の正確性	納税義務者が作成・提出する申告書について、その正確性を担保するためにどのような仕組みが設けられ、運用されているのか。

(7)特別土地保有税

土地投機の抑制と土地供給の促進を目的として、昭和 48 年に創設された土地の政策税制の一つであり、土地の所有又は取得に対して土地の所有者又は取得者に対して課税される。一定の土地利用等を条件に納税義務が免除される。

平成 15 年度から課税が停止されており、市における特別土地保有税（過年度課税分）はいずれも徴収が猶予されている（最終猶予期日は平成 31 年度）。

主な監査の視点	内 容
徴収猶予制度適用者の特定	徴収猶予制度適用者を継続的に捕捉できているか。
現況調査	現況調査の有無、現況調査が行われている場合には、土地の現況が適切に把握されているか。
徴収猶予制度適用者の資力と担保提供	徴収猶予制度適用者から担保の提供を受けているか、最近の固定資産税等の納付状況からみて資力を有することが確実であると認められるか。

(8)入湯税

鉱泉浴場における入湯に対して、入湯客に課される税であり、鉱泉浴場の経営者が特別徴収義務者となって入湯客から徴収した税額を申告し、納付するものである。

主な監査の視点	内 容
特別徴収義務者の特定	特別徴収義務者を網羅的に把握するために、どのような手続が執られているのか。
申告書の正確性	特別徴収義務者が作成・提出する申告書について、その正確性を担保するためにどのような仕組みが設けられ、運用されているのか。
現地調査	現地調査の有無、現地調査が行われている場合には、実施手続が十分なものとなっているのか。

(9)収納事務

収納事務とは、納税の告知又は申告の受付以降、督促や催告を通じて完納に至る一連の事務手続である。

主な監査の視点	内 容
収納事務フロー	多額の公金を取り扱う事務の重要性に鑑み、事務の網羅性・正確性を担保するとともに、適切な事務分掌・相互牽制等を備えた収納事務フローが整備・運用されているか。 平成23年度に発覚した市県民税に係る業務上横領事件を受けての再発防止策の運用状況の検証を含む。
組織体制	適切な収納事務を執行する上で必要な組織体制が構築されているか。
通知・交渉記録	各種通知の発送・交渉履歴が必要な期間にわたり過不足なく、確実に記録されているか。
現年度課税調査	徴収事務の有効性・効率性を高めるために、現年度課税分に重点をおいた事務が執られているか。
高額滞納案件	高額滞納案件に対する徴収事務が適時・適切に実施されているか。 高額滞納案件の特定が適切で、事務執行に係る上席者への報告体制が確立されているか。
督促・催告	督促状、催告書を網羅的かつ適時に発送できる体制となっているか。 督促手数料を徴収しているか。
延滞金	延滞金が賦課・調定されているか。 減免手続が市税条例等に準拠して適切に運用されてい

	るか。
債権移管	所定の債権移管手続の流れに沿って事務が執行されているか。 市全体として収納課への債権移管手続は滞納未収金の解消にとって効果的なものとなっているか。
現金徴収	現金（郵便為替証書等現金同等物を含む）の徴収事務が網羅的に把握され、必要な内部統制が構築されているか。
還付事務	還付事務を適切に執行するためにどのような仕組みが整備され、運用されているのか。

(10) 滞納整理事務

滞納整理事務とは、収納に係る事務のうち、納税義務者の財産・実態を調査し、差押・強制換価等の滞納処分、分納誓約書の受領、滞納処分の執行停止、不納欠損処理に至る一連の事務手続である。

主な監査の視点	内 容
財産調査の手法	滞納処分を効果的にかつ効率的に実施するために、どのような財産調査が選択され実施されているか。
事務の優先順位	限られた人員で最大の収納効果を生むために、滞納整理事務の対象事案の優先順位付けがどのように行われているか。
滞納処分	合理的な理由がなく滞納処分が保留されている事案がないか。
執行停止	執行停止に至るプロセスが適切に設定されているか。 執行停止後不納欠損に至るまでの流れの中で、納税義務者の資力を再検討するプロセスが組み込まれているか。
不納欠損処理	不納欠損処理が適時に行われているか。 不納欠損処理事案の中に、未処分事案が含まれていない、あるいは未処分とするための方針が定められているか。
給与特別徴収	給与特別徴収に係る滞納事業者への徴収手続が厳格に行われているか。

(11) 税システム

市の税システムは、滞納整理事務以外を取り扱う基幹システムとしての市税総合システムと滞納整理事務を専門に扱う滞納整理システムからなり、両シス

テムは連携している。また、市税総合システムは市の財務会計システムと連携している。

主な監査の視点	内 容
税システムの安定性	システムの稼働は安定しているか。 安定稼働を担保するための管理体制が構築されているか。
事務の効率化	税システムは、事務の効率化に貢献しているか。 仕様が想定と異なる、現在の業務フローに適合していないために、事務の効率化を阻害していないか。
市税情報の機密性	個人情報等市税情報の機密性を確保するためにどのような方法が執られているか。 税システムへのアクセスが適切にコントロールされているか。

なお、鉱産税については、対象事業者が限定されており、調定額が少額であるため、監査の対象外としている。